平成２３年（フ）第２１２６号
神奈川県藤沢市大庭5404番地の３　クリーンブルービル501
債務者　金井　朝水
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９１号
静岡市駿河区高松1972番地の20　ハピネスプラージュ101、旧住所静岡市駿河区曲金７丁目16番47―602号
債務者　岩城　良宏
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４１号
静岡市清水区庵原町476番地の３
債務者　坪井　伸之
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７８号
静岡市清水区宮下町４番25号　アオキハイツ102号
債務者　田邊　真希（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０５号
静岡市清水区船越南町800番地の１
債務者　伊東　恵一
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１１号
静岡県焼津市大住260番地の１、旧住所静岡県牧之原市須々木435番地１
債務者　萩原由美子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７３号
横浜市鶴見区市場大和町10番43―514号
債務者　宇山　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４１号
横浜市鶴見区菅沢町14番14号　柳下荘201
債務者　小島　勝子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５号
沖縄県宜野湾市喜友名１丁目１番５号
債務者　呉屋真由美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４１２号
静岡市葵区下1652番地の１
債務者　小野田勝仁
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１３号
静岡市葵区下1652番地の１
債務者　小野田富士子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
釧路市大楽毛西１丁目３番17号
債務者　菅原　優子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４７２号
静岡県島田市南１丁目５番40号
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０３号
静岡市葵区城北２丁目13番21号
債務者　大石久美子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中変更

平成２３年（フ）第９６５号
京都市中京区釜座通竹屋町下る亀屋町326番地　府庁前401、申立前の住所京都市左京区岩倉幡枝町601番地の35
破産者　蘆原　　孝
1　主文　当裁判所が平成23年７月14日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、免責についての意見申述期間につき「平成23年８月23日まで」とあるを「平成23年９月30日まで」と変更する。
2　決定年月日　平成23年８月10日
京都地方裁判所第５民事部